

会 議 案 第 4 号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会  
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年12月23日

大 津 市 議 会 議 長  
幸 光 正 嗣 様

提 出 者 議会運営委員会委員長  
八 田 憲 児

大津市議会会議条例の一部を改正する条例

大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議会の委任による専決処分) 第6条の5 一略一 (1) 一略一 (2) 1件100,000円以下の市の現金 又は物品の亡失又は毀損があった場合に おいて、 <u>法第243条の2の8第8項</u> の 規定による市職員の損害賠償責任の免除 に関すること。 (3)~(10) 一略一	(議会の委任による専決処分) 第6条の5 一略一 (1) 一略一 (2) 1件100,000円以下の市の現金 又は物品の亡失又は毀損があった場合に おいて、 <u>法第243条の2の9第8項</u> の 規定による市職員の損害賠償責任の免除 に関すること。 (3)~(10) 一略一

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律により、引用する条に繰下げが生じることに伴い、所要の改正を行うもの